

●大佐永富・小南の一部地区事業説明会(11月4日(月・祝日)、5日(火))質疑応答

No.	質問	回答
1	写真や地図を本日持参していないが、どうすればよいですか。	新見市にコピーを提出するか、データで提供いただける場合はアジア航測(株)担当者へ直接メールをしてください。(概要資料にメールアドレスあり)
2	今回の事業で境界を引いた場合、税金への影響はどのようなになりますか。	今回の事業は地籍調査とは異なり、登記は行いませんので、税金への影響はありません。
3	境界確認については委任状を提出しますが、内容把握のため今後の説明会へ出席しても良いですか。	出席していただいて結構です。
4	将来地籍調査が行われる際、今回事業の境界と不整合があった場合に都合が悪いのではありませんか。	今回作成する境界(案)は、森林を管理していくための境界であり、登記へ直接影響を与えるものではありません。
5	図面上の境界に目印はつけるのでしょうか。また、自分の所有地には石の目印があるので見ていただきたいのです。	目印の位置を図面で確認させていただきます。 境界(案)作成の参考にし、目印(杭や石など)の存在について記録を残します。